

高知大学内地研究員規則

平成16年4月1日
規則第67号

最終改正 平成27年3月31日規則第168号

第1章 基本事項

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人及び国立高等専門学校機構の教員に対し、勤務場所を離れてその専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的とした高知大学（以下「本学」という。）における内地研究員の派遣及び受入れに関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 内地研究員になることのできる者は、国立大学法人及び国立高等専門学校機構（以下「機関」という。）の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）及び助教とする。ただし、教授については、教育研究上特に必要がある場合に限るものとする。

(研究期間)

第3条 内地研究員の研究期間は、10か月以内の必要な期間とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの期間を延長又は短縮することができる。

(研究方法)

第4条 内地研究員は、その所属する機関（以下「派遣機関」という。）以外の一の機関（特別の事情がある場合は、機関以外の大学、研究所、その他の研究機関とすることができるものとし、以下「受入機関」という。）において指導教授等の指導の下に、当該受入機関の施設、設備を利用して研究に従事するものとする。

第2章 派遣

(派遣の手続)

第5条 学長は、本学から内地研究員として派遣するための推薦要項を別に定める。

第6条 派遣機関の部局長は、推薦要項に定める内地研究員調書及び受入機関の長の承諾書の写しを添えて、候補者を学長に推薦するものとする。

(決定)

第7条 学長は、部局長の推薦した者のうちから内地研究員を決定し、その旨を部局長及び受入機関の長に通知する。

(旅費)

第8条 内地研究員に支給する旅費については、本学の定めるところによるものとする。

(研究費)

第9条 内地研究員の研究費は、受入機関の長と協議して定める額を派遣機関（費用は派遣部局が負担）から受入機関に対し、支払うものとする。

2 内地研究員の研究内容等により、前項の研究費の額を変更する必要がある場合においては、派遣機関の長と受入機関の長が協議して、その額を定めるものとする（費用は派遣部局が負担）。

(研究の開始)

第10条 内地研究員は、研究開始の日までに研究場所に到着するものとし、研究開始の日別に定める研究開始届を派遣機関の長に提出しなければならない。

(研究の中断及び中止等)

第11条 内地研究員の研究の中断及び中止等については、ただちにその理由を付して、受入機関及び派遣機関の長に報告しなければならない。

2 前項の場合には、中断期間中、第8条に定める旅費は支給しないものとする。

(研究報告)

第12条 内地研究員は、研究期間が終了したときは、別に定める研究報告書を、終了の日から1月以内に指導教員等を経て、受入機関及び派遣機関の部局長に提出しなければならない。

2 派遣機関の部局長は、前項の研究報告書を受理したときは、これを学長に提出するものとする。

第3章 受入れ

(受入れの手續)

第13条 内地研究員を本学に受け入れる場合は、派遣機関の長は学長に申請するものとする。

(受入れの承認)

第14条 学長は、前条による申請があったときは、受入部局の教授会等の議を経て、その受入れを承認するものとする。

(受入れの決定等の通知)

第15条 学長は、前条に基づき受入れの承認等について、派遣機関の長及び受入部局等の長に通知するものとする。

(研究期間)

第16条 内地研究員の研究期間は、第3条の定めるところによるものとする。

(研究費)

第17条 内地研究員の研究費は、本学の定めるところによるものとし、派遣機関から受入機関に対し、支払うものとする。

(研究の中断及び中止等)

第18条 内地研究員の研究の中断及び中止等については、第11条の定めるところによるものとする。

(研究報告)

第19条 内地研究員は、研究期間が終了したときは、第12条各項の定めるところによるものとする。

(施設等の使用)

第20条 内地研究員は、指導教員等及び施設管理責任者の承認を経て、本学の諸施設及び諸設備を使用することができるものとする。

(規則の遵守)

第21条 内地研究員は、本学の学内規則を遵守しなければならない。

第4章 その他

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、内地研究員の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第168号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。